

# 西条市個別避難計画作成業務委託事業のよくあるご質問【福祉専門職用】

令和6年8月30日

西条市危機管理課

※更新箇所は下線部分

## 1 個別避難計画作成全般について

No	質問	回答
1	Q. 個別避難計画は、必ず作成しなければならないのですか。	A. 必ず作成しなければならないものではなく、あくまでもご本人又はご家族の同意のもとで作成するものですが、災害時の避難支援の実効性が高まることが期待されるため、可能な限り作成をお願いしているものです。
2	Q. 個別避難計画をつくれれば、必ず助けてくれるのですか。	A. あらかじめ計画を作ることで、地域の支援を受けられる可能性は高まりますが、必ずしも支援を保証するものではありません。ボランティア精神に基づき、できる範囲で支援をおこなうもので、支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。
3	Q. 作成した個別避難計画は、どのように活用されるのですか。	A. 地域の自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防団、警察署などの避難支援等関係者に共有され、平常時には、避難訓練に活用、また、発災時には避難支援だけでなく安否確認等にも活用されます。
4	Q. 対象者に事前に個別避難計画を作成することが伝わっているのか。	A. 事前に伝わっておりません。「対象者あてチラシ（事前配布、ホームページ掲載）」により、福祉専門職から対象者や家族への説明にご活用くださいますようお願いいたします。 <u>※委託契約後、市から対象者宛に周知文書等を郵送予定</u>
5	Q. 介護保険と障がい福祉サービスを併用している方は、どちらの事業所が作成するのか。	A. 原則、居宅介護支援事業所を優先して作成をお願いします。但し、居宅介護支援事業所と計画相談支援事業所双方合意のもと、どちらか一方が作成していただいて問題ありません。委託料は個別避難計画を作成した事業所が請求してください。
6	Q. 対象者等の個人情報を守られますか。	A. 災害対策基本法に秘密保持義務が定められており、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者等は、知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。
7	Q. 個別避難計画を作成した場合、作成者や支援者にも避難支援等に責任が生じるのですか。	A. 個別避難計画は、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではありません。このことから、計画作成主体である市や、福祉専門職など計画の作成事務の一部を受託した者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものです。
8	Q. 避難行動要支援者名簿とはどのようなものですか。	A. 「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者をあらかじめ登録しておく名簿です。 平成25年の災害対策基本法の改正において、この名簿の作成が市町村に義務づけられるとともに、要支援者本人や家族の同意を得た上で、平常時から避難支援等関係者である自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防団、警察等に名簿の情報を提供することができるようになり、名簿情報は、災害時の避難支援や、安否確認等に活用されます。

9	Q. 個別避難計画作成の対象者について、教えてください。	A. 福祉事業者のサービスを利用している自宅にお住まいの方で、災害時等に自力で避難することが困難な次の①～⑤に該当する方（優先度の高い者）を抽出しております。 ①要介護度3～5の方 ②身体障害者手帳1級、2級又は3級（下肢が不自由な方に限る）の方 ③知的障害者（療育手帳A判定）の方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の方 ⑤医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる方 ⑥その他特に必要があると認める状態にある方 ※ただし、家族による支援が受けられる方や施設入所、長期入院の方は対象外となります。				
10	Q. サービス付高齢者住宅等、施設に入所されている方は、対象者になりますか。	A. 計画作成対象者は、在宅で生活している方を対象としますので、サービス付高齢者住宅等、施設に入所されている方は対象外となります。				
11	Q. 個別避難計画の作成について、全ての項目を記入しないといけないのでしょうか。	A. できる限り全ての項目を記入していただくことが望ましいですが、地域支援者や避難先等、関係者で検討をしても記入が難しい場合は、未記入でも結構です。一部が未記入であったとしても災害時に活用できる情報があるというだけでも重要なことであると考えております。				
12	Q. 個別避難計画の保管期間の定めはありますか。	A. 計画については、当該計画の内容が有効な間は保管してください。対象者が施設入所や入院された場合について、ご自宅に再度戻って来られることも少なくないので、入所又は転居後1年間は保存してください。対象者がお亡くなりになった場合は、保管していただく必要はありません。				
13	Q. 避難行動要支援者名簿に既に登録している方は、また新たに登録し直すのでしょうか。	A. 今年度の委託事業開始に併せて、個別避難計画の様式を見直し、項目を追加したため、既に登録している方についても、個別避難計画作成をお願いします。				
14	Q. 自宅の危険性の「地震」に関する「旧耐震基準」と「新耐震基準」とは。	A. 耐震基準は、昭和56年6月の建築基準法の改正によって厳しく見直された耐震基準を「新耐震基準」といい、それ以前の基準を「旧耐震基準」と呼びます。 <table border="1" data-bbox="651 1473 1348 1559"> <tr> <td>旧耐震基準</td> <td>昭和56年5月31日以前</td> </tr> <tr> <td>新耐震基準</td> <td>昭和56年6月1日以降</td> </tr> </table> <p>新・旧耐震基準は建築確認日で見分けられます。受理されると「確認通知書」が発行されます。この書面の日付が昭和56年6月1日以降かどうかで見分けが可能です。例えば昭和56年6月以降に完成した建物であっても確認通知書の日付がそれ以前の場合、旧耐震基準の建物となります。</p>	旧耐震基準	昭和56年5月31日以前	新耐震基準	昭和56年6月1日以降
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前					
新耐震基準	昭和56年6月1日以降					
15	Q. 自宅の耐震基準について、建築年が不明な場合はどうすれば良いでしょうか。	A. 自宅の建築年が不明な場合は、「旧耐震基準」にチェックを入れてください。				
16	Q. 自宅は、昭和56年5月以前に建てられているが、その後、耐震補強工事を行っている場合はどうするか。	A. 昭和56年5月以前（旧耐震基準）に自宅について、耐震補強工事等を行っている場合は、「新耐震基準」にチェックを入れてください。				

## 2 地域支援者について


No	質問	回答
1	Q. 地域支援者はどのように決めればいいですか。	A. 地域支援者はできるだけ早く駆けつけられるように、家族や隣近所の顔見知りの方や自治会の同じ班の方など、なるべく身近な人たちに、了解を得た上で地域支援者になっていただくことが望まれます。地域支援者になりえる人がいるか本人や家族に聞き取り、要支援者が日頃から親しくしている方が身近にいらっしゃる場合は、地域支援者としてお願いしてください。 この制度は、地域による助け合いという共助の精神に基づくものであるため、ご本人やご家族自らが、候補者に依頼して頂くことを基本としています。ただし、要支援者の心身の状況に応じて必要な援助をお願いします。
2	Q. 地域支援者などが行う避難支援とは、具体的にどのようなことですか。	A. 災害発生の恐れがある際の早めの避難の呼びかけ、避難誘導、災害発生時の安否確認等を指します。ただし、災害時は誰もが被災者ですので、支援者が責任を負うものではありません。ご自身やご家族の身の安全を確保した上で、可能な範囲での支援をお願いします。普段から隣近所での声かけ、見守りなど、できることから取り組み、地域での助け合いの輪を広げていきましょう。市から連絡がない場合でも、被害が想定され支援が必要であると判断される場合は、地域での自主的な行動をお願いします。
3	Q. 地域支援者が得られない場合も計画の作成は実施するのか。作成する場合、地域支援者は空欄としておくのか。	A. 地域支援者については、親族に限らず、友人・知人・近隣住民など、避難支援の内容に応じて、幅広く検討して頂ければと思います。それにもかかわらず地域支援者が得られない場合は、空欄で計画を作成し、提出してください。
4	Q. 福祉専門職に対して、地域支援者になってほしいと頼まれた場合はどうすればいいですか。	A. 災害発生時に、福祉専門職が、個々の利用者に声掛けや避難支援を行うことは限界があると考えられることから、ご検討の上、対応が難しい場合はその旨を丁寧にご説明いただくようお願いいたします。 一方、事業継続計画（BCP）居宅介護支援サービス固有事項において、災害発生時で事業が継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問等による早期の状態把握を通じ居宅サービスの実施状況の把握を行うこととされています。 このことから、安否確認について福祉専門職が地域支援者となることを妨げるものではありません。
5	Q. 地域支援者の住んでいる場所は、どの範囲までを想定していますか。	A. 要支援者に対する安否確認や避難所への移動支援等を想定しているため、市内在住が望ましいと考えます。
6	Q. 避難支援はどの程度まで行わなければならないのですか。	A. 「避難支援」は、まず要支援者やその家族に連絡し、安否確認や情報伝達をしてください。併せて、可能な範囲で、要支援者と一緒に避難していただきたいと考えております。
7	Q. そもそも行政（警察や消防）が救助に行けばいいのではないのか。近隣の人を地域支援者とする意味はあるのですか。	A. 大規模災害時は行政も被災するため、すぐに避難支援のためにかけることはできません。実際に過去の災害時は、救助された方の8割程は近隣住民による救助でした。そのため、共助の一環として平常時から要支援者の情報を共有し、地域での避難支援の実効性を高める取組を行っています。

8	Q. 地域支援者は同居の家族でもいいですか。	A. 同居の家族の方でも、地域支援者として安否確認や避難誘導していただければ選定できます。
9	Q. 民生委員は地域支援者になることができますか。	A. 民生委員が受けていただければ可能です。ただし、民生委員は地域で1人か2人しかいませんので、複数の方の地域支援者を引き受けてしまうと、実際に避難支援できるか疑問が残ります。

### 3 同意・署名について

No	質問	回答
1	Q. 本人が明確に計画作成を拒否した場合はどうしたらよいでしょうか。	A. 個別避難計画の作成は、災害対策基本法において、本人の同意を要件としているため、計画作成について拒否された場合は作成できません。
2	Q. 計画の作成に関し、認知症やその他障害があり、十分な判断ができず、同意を得られない場合は、個別避難計画を作成できないのか。	A. 要支援者が重度の認知症や障害等により、判断能力が十分でない人については、親権者や法定代理人等から同意を得ることで作成できます。また、この「親権者や法定代理人等」とは、同居の家族等を含め、本人の利益を守る観点から実質的に判断できる者であれば、要支援者に代わり、同意・不同意の判断を行う主体として差し支えないものと考えます。
3	Q. 同意・署名欄に自署とありますが、意思疎通ができない、視力障害や全介助で書くことができない方については、どうしたらよいですか。	A. 意思疎通ができない方については、前問のとおりです。身体状況により自署が困難な方については、同意を口頭によるものとし、その旨が書面で判断できるようにしてください。
4	<u>Q. 同意・署名欄に自署とありますが、代筆者にケアマネ等がなくてもよいですか。</u>	<u>Q. 基本的に本人の同意が必要です。会話などで同意を口頭により意思、判断能力の確認をお願いします。本人の同意を得て、本人の記入が難しければ、ケアマネ等の代筆者は可能です。</u> <u>しかし、本人の意思能力がない場合、親権者や法定代理人等から同意を得られない場合は、同意の意思を示しておりませんので、ケアマネ等の代筆者はできません。</u>

#### 4 避難先について

No	質問	回答
1	Q. ハザードマップで確認すると、一番近い指定避難所でも自宅から数キロ離れてしまうところにしかありませんが、そこを避難先として記載することになりますか。	A. 洪水や津波などの場合、広範囲に被害が及ぶことがあるため、最悪のケースを想定して、浸水しない区域の避難場所を設定しておく必要があります。ただし、浸水区域外への避難が現実的に難しい場合は、津波避難ビルなどを一時的な避難場所として記載してください。
2	Q. 避難場所は指定避難所でなければなりませんか。	A. 避難場所は必ずしも指定避難所でなければならぬわけではありません。ハザードマップ上の危険を確認することが前提ですが、自宅の高層階や安全な親族・知人宅などでも避難場所となり得ます。要支援者に合わせた避難場所を記載するようお願いします。
3	Q. 福祉避難所とは何ですか。また、福祉避難所を直接の避難場所としてよいですか。	A. 福祉避難所は、一般の避難所生活で特別な配慮を必要な方々を対象に開設する二次的避難所で、総合福祉センター等の公共施設と、市と協定を締結した民間の福祉施設を指定しています。 災害発生時には、まずは一般の指定避難所に避難して身の安全を確保した後に、市職員が避難者の身体状況等を聞き取り、必要に応じて福祉避難所へ移動していただく仕組みとしており、民間施設の福祉避難所については、施設の被災状況や職員配置などの受入体制を確認した上で、市が開設の要請を行うこととしています。 そのため、対象者が普段から利用している施設等で、施設側との協議が整った場合を除き、福祉避難所を直接の避難先に指定することはできません。
4	Q. 洪水ハザードマップで浸水エリア内の場合、避難先は必ずエリア外になるのですか。	 <p>A. 浸水深が <b>0.5m未満</b> の場合、床下浸水程度のため、平屋建てでも命の危険はないと思われます。          浸水深が <b>0.5~3.0m未満</b> の場合、2階建てで2階へ避難できれば命の危険はないと思われます。          浸水深が <b>3.0~5.0m未満</b> の場合、2階建てで2階へ避難しても危険です。          浸水深が <b>5.0m以上</b> の場合、2階建ての屋根以上が浸水のおそれがあり危険です。</p>
5	Q. 土砂災害警戒区域内の場合、避難先は必ずエリア外になるのですか。	A. 土砂災害警戒区域については、立退き避難が原則であるため、避難先は必ずエリア外でお願いします。

## 5 その他

No	質問	回答
1	Q.途中で対象者が亡くなった場合も、委託料の請求は可能か。	A.計画を作成している途中で対象者が亡くなられた場合は、計画作成を中止してください。 計画を作成した後に対象者が亡くなられた場合は、作成した計画等についての委託料をお支払いしますので、関係書類をご提出ください。
2	Q.計画を作成した者が、入院又は入所することになった。	A.長期入院・入所し、自宅へ戻る予定もない場合は、避難行動要支援者名簿の掲載要件から外れますので、その旨を危機管理課までご連絡ください。 なお、既に作成した計画等については委託料をお支払いしますので、関係書類をご提出ください。
3	Q.計画の更新はいつ行うことになりますか。	A.計画作成後に、本人の心身状態が著しく変化した場合や緊急連絡先の変更等があった場合は、危機管理課へご連絡ください。必要に応じて、更新の依頼をいたします。
4	Q.計画の「更新」として認められるのは、どのような内容ですか。	A.報酬が発生する更新内容は、避難時の配慮に関する事項や避難場所、避難方法の情報等、更新内容が計画の重大な変更が生じるものが対象となります。 単に氏名の記載誤りや、身体状況の軽微な変更等は含みません。必要に応じて事前に危機管理課へご連絡ください。
5	Q.対象者一覧に名前がない利用者で、計画を作成した方がいいと思われる方がいたらどうか。	A.今回、計画作成をお願いしているのは、手引きP1下段の「(2)本事業における計画作成の対象者」のため、それ以外の方は作成対象外となっております。計画の作成は可能ですが、委託料の支払いはできかねます。
6	Q.令和7年度以降の業務委託の予定はありますか。	A.新規は令和6年度で概ね終了見込となっております。 令和7年度以降の業務委託については、主に「計画の更新」と、新たに対象者となった方の「計画新規作成」を検討しております。
7	<u>Q.令和6年度中に計画作成できない場合は、令和7年度に作成しても大丈夫ですか。</u>	<u>A.原則は令和6年度中に計画作成をお願いしたいと思えます。しかし、対象者数の多い事業者様もあり、どうしても年度内に計画作成が難しい場合は、令和7年度に再度委託契約をさせていただきます。</u> <u>個別のケースになりますので、この場合は一度危機管理課にご連絡いただきますようお願いいたします。</u>